平成２６年（フ）第３１３号
和歌山県紀の川市粉河2513番地　特別養護老人ホーム白水園、住民票上の住所和歌山県岩出市西国分104番地の５
破産者　**西**本　幸子
法定代理人保佐人　弁護士　畑　　純一
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３５４号
和歌山県有田郡有田川町大字中野106番地１
破産者　林　　重厚
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３５５号
和歌山市湊１番地１　第２ルネみなと204号
破産者　峰　　紀子（旧姓山田）
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２８号
岡山県倉敷市水江1412番地８
破産者　齋藤　**邦**茂
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第３号
山口県宇部市明神町２丁目９番27号
破産者　中川美津枝
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１２９号
愛媛県今治市矢田甲819番地17、開始決定時の住所愛媛県四国中央市川之江町2220番地
破産者　谷井　　登
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第８８号
福岡県久留米市野中町1485番地１　プロムナード野中Ａ棟123号、開始決定時の住所福岡県久留米市原古賀町20番地８
破産者　大黒屋酒店こと　石原　良一
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１３９号
大分市新川町１丁目１番33号（新川ハイツ20Ｄ）、申立時の住所大分市城崎町３丁目２番14号（グレイス城崎501）
破産者　河野　信義
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４５号
宮崎県都城市金田町2085番地２
破産者　岩川　博道
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第４７号
宮崎県都城市都原町33―６　多田住宅Ｃ棟、開始決定時の住所宮崎県都城市高崎町縄瀬3133番地１
破産者　横山由美子
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第１９２号
徳島県徳島市昭和町７丁目７番地の１　新昭和マンション201号室、旧住所徳島県徳島市南昭和町６丁目88番地の３　浜の前７号棟103号室
破産者　橋本　拓子
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９３号
栃木県小山市大字向原新田99番地９　レオパレスポポラーレ105号、前住所宇都宮市石井町2828番地１
破産者　**菊**池　紀美
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第６７号
岐阜県加茂郡川辺町西栃井602番地５
破産者　石井　　出
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第１２４６号
名古屋市港区春田野１丁目713番地
破産者　大西　千春
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９７号
釧路市貝塚２丁目19番３号　佐藤隆紀方、破産手続開始決定時の住所北海道厚岸郡浜中町霧多布西１条２丁目68番地１
破産者　根本　昭治
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１４５号
青森市久須志２丁目６番２号
破産者　野呂　匡礼
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０号
岩手県下閉伊郡山田町山田第９地割59番地１　北浜口バス停仮設住宅２―５、旧住所岩手県下閉伊郡山田町織笠第25地割18番地
破産者　木皿　孝行
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２７年（フ）第１５１号
茨城県ひたちなか市赤坂2494番地２
破産者　稲垣　　直
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所